

ノルウェーにおけるABSの実行と 新たな措置の検討状況

国際青年環境NGO A SEED JAPAN
小林邦彦 / Kunihiro Kobayashi
(chelsea_england14@yahoo.co.jp)

本日の報告の要旨

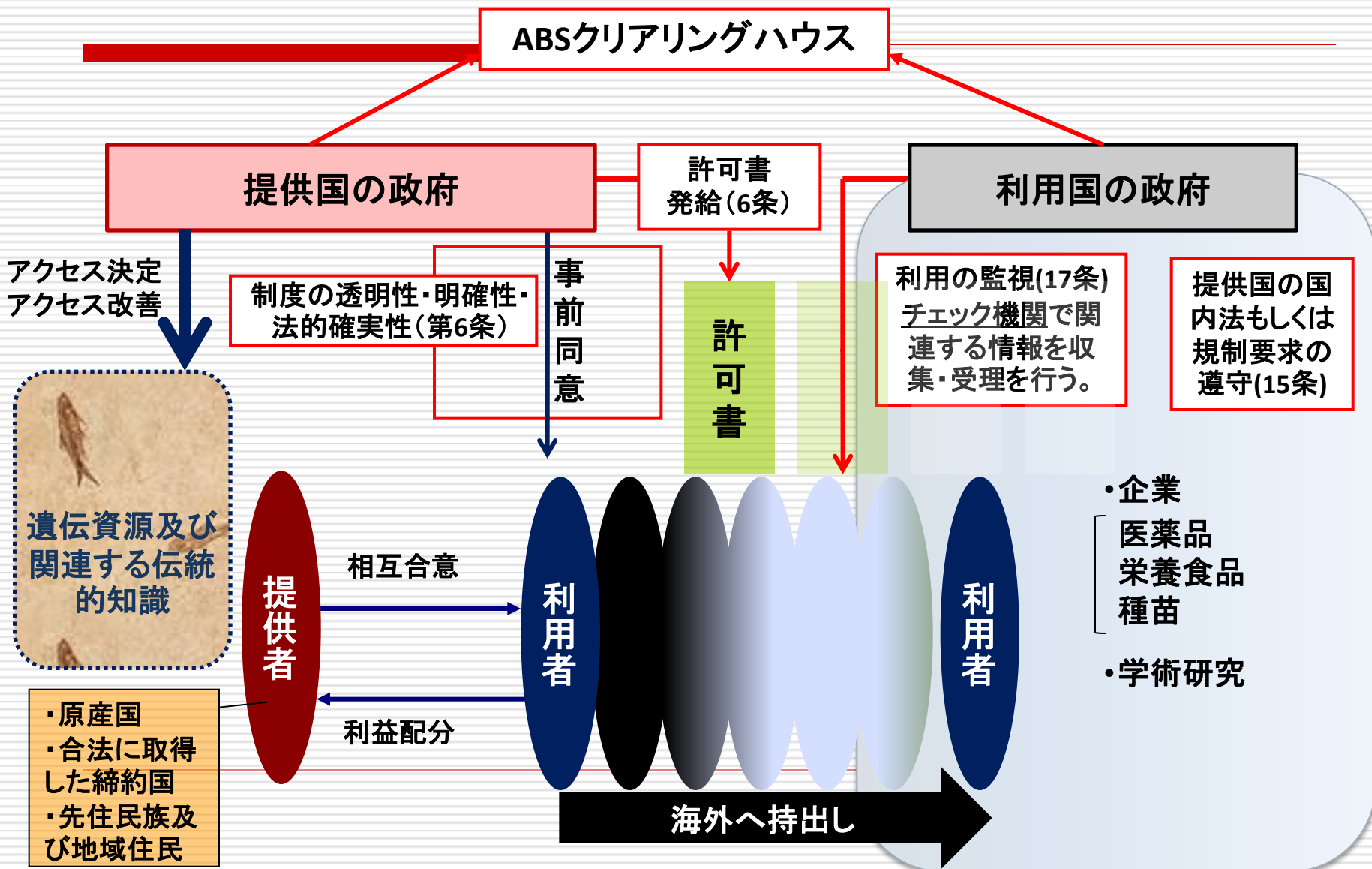
- 各国のABS法の策定状況の概要
 - ノルウェーのABSに関連する3つの法律の内容と実施状況について
 - 名古屋議定書の批准に向けた検討事項
 - 参考：名古屋議定書の批准に向けた他国の動向について
-

各国のABS法の策定状況の概要

近年の各国のABS法策定状況

- 生物多様性条約のクリアリングハウスによると、193の締約国の内、約30の締約国でABS法を策定している。
 - ただし、大半の国が、遺伝資源のアクセス規制に関する措置（提供国措置）であり、利用国措置を講じている国はノルウェーのみである（名古屋議定書採択までの時点で）。
 - そこで、ノルウェーのABS法に着目。
-

名古屋議定書の枠組み



ノルウェーのABSに関連する3つの 法律の内容と実施状況について

ノルウェー



Photo: Tore Wuttudal/Samfoto.

- 生物多様性条約(CBD)の15条の義務の実行
- 豊富な海洋資源(豊かな生物多様性の宝庫)
- (国際交渉では、発展途上国に寄り添ったポジションを取っている国)

ノルウェーにおけるABS関連法

- 自然多様性法 (Act No. 100 relating to the management of biological, geological and landscape diversity)
 - 海洋資源法 (Act No. 37 relating to the management of wild living marine resources)
 - ノルウェー特許法 (The Norwegian Patents Act)
-

自然多様性法の主な規定

- 58条：自然環境から取得した遺伝素材の収集および利用（提供国措置）
 - 遺伝素材の利用を目的とした自然環境から生物素材の収集、又は遺伝素材の利用は省庁からの許可を要求する
- 60条：他の国からの遺伝素材（利用国措置）
 - 遺伝素材の管理する私人は、同意のために設置された条件によって義務付けられる。
 - 提供国の国内法が、生物素材の収集のために同意を要求していた場合、そのような同意が獲得されたという趣旨の情報が付随されなければならない。

海洋資源法の主な規定

- 9条：海洋生物探索行為（提供国措置）
 - 海洋生物探索に係る海での収穫（harvesting）及び調査（investigations）は、省庁から許可を求める。
 - 10条：海洋遺伝素材の利用から生じた利益（提供国措置）
 - ノルウェーの海洋遺伝素材の利用から生じた利益の分け前は国家に生じる。
-

ノルウェー特許法の主な規定

- 2章：特許申請及びその過程など(8条b)(利用国措置)
 - PIC取得(伝統的知識の利用の場合、先住民族及び地域住民からのPICも必要となる)の標記
 - 原産国(遺伝素材：その自然環境から収集された国、伝統的知識：発展(開発)された国)の標記(ただし、提供国と異なる場合)
-

各制度の運用状況

- 提供国の立場としては、現在手続き規定（規則）を作成中（ノルウェー語では既に完成済み、けれども英語への翻訳が未完成）。
 - 利用国の立場としては、現在、違法な事例は発見されていないとのこと（環境省担当官へのヒアリングより）。より効果的な措置を名古屋議定書を踏まえて策定予定。
-

名古屋議定書の批准に向けた 検討事項

名古屋議定書の批准に向けた検討事項

- 遵守メカニズム (Compliance mechanism)
 - 名古屋議定書15条、16条
 - 遺伝資源の利用の監視 (Monitoring)
 - チェックポイントの設置 (checkpoint)
 - 大学などの研究機関 (環境省案)
 - 名古屋議定書17条
-

ABSを実行に移していく上で 重要な2つのポイント～ノルウェーの経験～

- すべての国が潜在的に提供国でもあり、利用国でもある。そのため、将来的なことを考慮して、両方の措置を講じることが望ましい。
 - 政府がどんな情報を企業や研究機関などから収集するのか。
-

参考：名古屋議定書の批准に向けた他国の動向について

- 韓国：生物多様性法（2012年に策定予定）現在、国会で審議中（下記は審議案）。基本的には、提供国措置（遺伝資源のアクセス規制）のみに言及（11条～13条）

<http://likms.assembly.go.kr/filegate/servlet/FileGate?bookId=6C33B216-0DEC-DC94-62D5-BB3A00123984&type=1>（韓国語）

- オーストラリア：既に、ABS法（提供国措置）を持つ国であるが、利用国措置を検討中（環境省より）。
-

ご清聴ありがとうございました。
